

グループホーム こいこい

共同生活援助重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンターは、入居者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター
法人所在地	愛媛県松山市紅葉町3-45
代表者氏名	理事長 金村厚司
電話番号	089-925-0810
FAX番号	089-925-0821
認可年月日／認可番号	認証:平成14年8月19日 登記:平成14年8月26日 / 62
ホームページ	http://home.e-catv.ne.jp/himehelp/

2. 事業の目的と運営の方針

あなたのご利用グループホーム

種 類	共同生活援助事業所・平成26年5月1日指定
目 的	入居者に対し共同生活を送る住居において食事の提供、その他日常生活上の援助を行います。
名 称	グループホーム こいこい
責任者名	管理者 木下久美
サービス管理責任者名	木下久美
所在地	愛媛県伊予郡松前町大字徳丸1150
主たる対象者	身体障害者
運営方針	別紙 運営規程による
電話番号/FAX番号	TEL 089-984-5110/ FAX 089-994-5251
電子メール	gurupuhomu.koikoi@ruby.plala.or.jp
ホームページ	http://home.e-catv.ne.jp/himehelp/
開設年月日	H26.5.1
入所定員	7名

3. こいこい事業部の概要

(1)こいこい事業部

構造	木造2階建
敷地面積	883.09 m ²
延床面積	274.05 m ²

(2) 主な設備 1階(125.55 m²)

設備の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
事務室	1	15.4 m ²	-	
静養室	1	9.99 m ²	共有	
ダイニングキッチン	1	45.5 m ²	共有	
洗面・浴室	2	11.81 m ²	共有	
トイレ	1	7.29 m ²	共有	
1階合計	6	89.99 m ²		

(3) 主な設備 2階(148.50 m²)

設備の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
居室	7	85.05 m ²	12.15 m ²	
トイレ	1	9.69 m ²	共有	
2階合計	8	94.74 m ²		

(4) 職員体制

職種	員数	常勤換算後の職員	指定基準	備考
管理者(常勤兼務)	1名	1名	1名	
サービス管理責任者(常勤兼務)	1名	1名	1名	
世話人	6名以上	2.4名	1.1名	

ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

4. 職員の勤務体制

職種	勤務時間
管理者	日勤 9:00～18:00
世話人	朝勤務 7:00～9:30 日勤 7:00～16:00 宿直 17:00～21:00 21:00～7:00 / 16:00(15:30)～21:00 21:00～7:00 (22時巡回)
世話人(パート)	朝勤務 7:00～11:00 日勤 9:00～18:00 11:00～17:00 宿直 17:00(16:00)～21:00 21:00～7:00(22時巡視)
サービス管理責任者	日勤 9:00～18:00

5. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、グループホームこいこいの生活援助個人利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から給付されるサービス

訓練等給付費(市町から支給される額及び入居者の定率負担額等)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理される方について希望者には状況に応じた支援をします。 <食事時間> 朝 食(7:30 ～ 8:15) 夕 食(18:00 ～ 18:45) 昼 食(12:00 ～ 12:45)
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
代筆・代読・洗濯 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

②日中活動にかかわる支援

種 類	内 容
日中活動支援	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

③社会生活にかかわる支援

種 類	内 容
金銭管理・人間関係	入居者の状況に応じて適切な支援をします。
相談及び援助	入居者及びその法定代理人または身元引受人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。

④保健医療にかかわる支援

種 類	内 容
健康管理	入居者の状況に応じて適切な支援をします。
服薬・通院・治療	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

6. 苦情申立先

苦情解決委員会	受付担当者： 金村厚司
	責任者： 木下久美
愛媛県障がい福祉課	所在地： 〒790-8570 松山市一番町4-4-2
	電話番号： 089-912-2420
松前町役場福祉課	所在地：伊予郡松前町大字筒井631番地
	電話番号： 089-985-4112

7. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者： 管理者 木下久美
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

8. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束適正化委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

その他	入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。
	その場合、入居者等のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
	退所後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンターが残置物を引き渡す場合は実費をいただきます。

12. 訓練等給付費支給外サービス(入居者負担によるサービス)

訓練等給付費支給外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。なお、利用料金明細につきましては、特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター共同生活援助個人利用説明書によりご確認下さい。

①社会生活上の便宜

種類	内 容
ガイドヘルプサービス	ひめヘルプの運営規程により実施します。

②その他利用者の希望により提供するサービス

種類	内 容
その他	

13. 利用料及び支払方法

別紙、グループホーム こいこい共同生活援助個人利用説明書のとおりです。

14. 受託居宅介護サービス事業者

受託居宅サービスについては、外部事業所と受託援助契約を結ぶこととする。

事業所名	事業所所在地
ひめヘルプ	松山市高砂町2丁目3番3号

15. 緊急時等における対応方法

従業員は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の処置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

16. 苦情解決について

1. 事業所は、提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2. 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは外部サービス利用型共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 提供した外部サービス利用型指定共同援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

4. 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第48第1項の規定により都道府県知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件調査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5. 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

17. 第三者評価の実施状況の有無 有

18. 感染症対策

(1) 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(2) 事業所は、対策を検討する委員会を年に2回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。

(3) 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

私は、本書面に基づいて特定非営利活動法人 えひめ障害者ヘルパーセンター 理事長・グループホーム
こいこい 管理者より、上記重要事項及び共同生活援助個人利用説明書の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

入 居 者

住 所

氏 名

印

法 定 代 理 人

住 所

氏 名

印

身 元 引 受 人

住 所

氏 名

印

当法人は、_____様に対する共同生活援助(グループホーム)の提供にあたり、上記の通り重
要事項及び共同生活援助個人利用説明書について説明しました。

令和 年 月 日

事 業 所

住 所

名 称

印

説 明 者

印
